

ワンストップ特例制度を利用される方へ

1、ワンストップ特例制度とは

ふるさと納税を行った方のうち一定の要件を満たす方が、寄附先自治体に対し申請を行うことで、確定申告をしなくても寄附金控除を受けることができる仕組みです。

2、ワンストップ特例制度を利用できる方

確定申告を行う必要がない方

※年収2,000万円を超える所得者や、医療費控除等で確定申告が必要な方は、確定申告で寄附金控除を申請してください。

1年間の寄附先が5自治体以内の方

※1つの自治体に複数回寄付をしても1カウントになります。

3、ワンストップ特例制度を利用するには

(1) 提出する書類【**必要事項を記入し、以下3点を下記の送付先までご返送ください。**】

寄附金税額控除に係る申告特例申請書 ※詳しくは、裏面の記入例をご覧ください。

個人番号確認の書類①

身元確認の書類②

※申請書の提出後に、住所や氏名などに変更があった場合は、「申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。

(2) 提出期限 寄附をした翌年の**1月10日(必着)**

※申請書及び添付書類の確認後、受付書をメールまたは郵送にて順次送付いたします。

受付書は申請書を受け付けた証になりますので、大切に保管してください。

4、申告特例申請書と一緒に、本人確認書類 ①**個人番号確認の書類**と②**身元確認の書類**をご返送ください。

	①個人番号確認の書類	②身元確認の書類	
パターンA 「個人番号カード」 を持っている人	個人番号カード(うら面)のコピー	個人番号カード(おもて面)のコピー	
パターンB 「通知カード」 を持っている人	通知カードのコピー	以下いずれか1点のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・精神障害者保健福祉手帳	以下いずれか2点のコピー ・健康保険の被保険者証 ・介護保険証 ・後期高齢者医療証 ・年金手帳 ・納税証明書 ・源泉徴収票 ・国税、地方税、社会保険料、 公共料金の領収書 など
パターンC 「個人番号カード」 「通知カード」 のどちらもない人	個人番号が記載された 住民票のコピー		

※うら面に変更内容の記載がある場合はうら面のコピーも必要です。

※個人番号、写真、住所、氏名、生年月日などが鮮明に写ったものをご準備ください。

※有効期限内(期限のないものは発効日から6ヶ月以内)のものに限ります。

5、送付先および問い合わせ先

〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市 移住・定住推進課 宛

電話 0867-72-6114 / FAX 0867-72-6181 / メール iju-teiju@city.niimi.lg.jp

★ ご注意ください ★

申請書に記載された住所を元に、税額控除の手続きのための特例通知を新見市から市区町村へ送付しますので、本人確認書類が添付されていない場合や、新見市へお知らせいただいた情報と本人確認書類の内容が異なっている場合には、ワンストップ特例制度をご利用いただけない場合があります。

➡ うら面あり(申告特例申請書記入例)

※本書類は提出不要です

ワンストップ特例申請書と確認書類の添付について

太枠内の記載内容に誤りがないかをご確認ください。誤りがある場合は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。

該当寄附の申請書を既にご提出済みの場合は、ご提出いただく必要はございません。

自治体名をご確認ください。

押印は不要です。

個人番号(12桁)をご記入ください。

寄附をした翌年1月1日時点の住民税課税住所が記載されていることをご確認ください。内容に間違いがあった場合は訂正箇所に二重線を引いて訂正してください。

※1 この修正による、返礼品の配送先変更や書類の送付先変更はお受けできませんのでご注意ください。

返礼品の配送先変更や書類の送付先変更をご希望の方は、別途ご連絡ください。

※2 記載された住所の市町村に対し、自治体から税額控除のために通知を行います。

確定申告をされない方はチェックをお願いします。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。	
(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者	
(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者	
② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件とは、寄附をした自治体が5自治体以内の場合、当該寄附の届出期間中に申告の特例の適用を受けるための申請を行うことである。	

寄附をした自治体が5自治体以内の方はチェックをお願いします。

ワンストップ特例申請書 5つの注意点

1	オンライン申請や、当該寄附の申請書を既にご提出済みの場合、 再提出は不要です 。 ※すでに、各ポータルサイトや自治体マイページにてオンライン申請済みの方や、ご自身で書類をダウンロードし郵送済みの方は、本書類同封の申請書の提出は不要です。
2	申請書の記載内容に誤りがある際は、 二重線を引き、正しい内容を記載してください 。
3	自治体名をご確認ください 。 ※他自治体宛の申請書では受付することができません。
4	確認書類は正しい組み合わせでご用意ください 。 ※必ず個人番号確認書類1種類、本人確認書類(写真付きなら1種類、写真なしなら2種類)の提出をお願いします。 ※住民票を個人番号確認書類として提出する場合、マイナンバーの記載された住民票をご準備ください。
5	切り取った確認書類は、めくれないようにテープ、又はのりで貼り付けてください 。 <u>個人番号確認書類</u> の場合：必ず個人番号が表記された面を表にして貼り付けてください。 <u>本人確認書類</u> の場合：必ず氏名・生年月日が表記された面を表にして貼り付けてください。